

「手話ハンドブック」の発行について

1 趣 旨

県では、平成29年3月に「山形県手話言語条例」を施行し、手話の普及その他手話を使用しやすい環境を整備する施策の推進を通して、共生社会の実現に向けた取り組みを行っています。

この度、県民の方々が手話を「知り」、「ふれて」、「使う」きっかけとなり、手話に対する関心と理解が深まるよう、「手話ハンドブック」を発行いたしました。

より多くの方々が、このハンドブックを通して手話に興味を持っていただけるよう、本県出身のシンガーソングライター 朝倉さや さんを手話普及イメージキャラクターとして、手話の効果的な普及を図ることとしています。

2 概 要

(1) 発行部数

2,500部（A4判、フルカラー、24ページ）

(2) 主な掲載内容

- ・聴覚に障がいがある人が困ること
- ・聴覚に障がいがある人とのコミュニケーション
- ・手話に関する各種講座の紹介
- ・日常のあいさつや災害時に使える手話の紹介

(3) 活用方法

○県民の方や事業所、学生等を対象とした出前手話研修会においてテキストとして活用（6月以降、順次開催）

- 県民・事業所向け研修会・・・県内4地域及び事業所からの要請に応じて開催予定
- 県・市町村等行政職員向け研修会・・・県庁及び行政機関からの要請に応じて開催予定
- 児童・学生向け研修会・・・各学校や放課後児童クラブ等からの要請に応じて開催予定

○県庁障がい福祉課や各総合支庁窓口、山形県聴覚障がい者情報支援センターへ設置

○その他、県ホームページへデータを掲載し普及を図る。